

民法（親子法制）等の改正に関する 中間試案（概要）

民法（親子法制）等の改正に関する中間試案（概要）

法務省民事局 令和3年2月

諮問の内容

児童虐待が社会問題になっている現状を踏まえて民法の懲戒権に関する規定等を見直すとともに、いわゆる無戸籍者の問題を解消する観点から民法の嫡出推定制度に関する規定等を見直す必要があると考えられるので、その要綱を示されたい（諮問第108号）。

審議の経過

令和元年6月 法務大臣による諮問
令和元年7月～ 民法（親子法制）部会における調査審議開始
令和3年2月 中間試案の取りまとめ
令和3年2月～4月 パブリックコメント

議論の内容

懲戒権に関する規定等の見直し

【現状】
親権者は、監護教育のために必要な範囲内で、子を懲戒することができる（民法第822条）。
⇒ 児童虐待を正当化する口実になっているとの指摘。

【中間試案】

第1 懲戒権に関する規定等の見直し

- 監護及び教育に関する一般的な規律の見直し
監護及び教育に関する一般的な規律である民法第820条に、「親権を行う者は、監護及び教育に際して、子の人格を尊重しなければならない」との規律を加える。
- 懲戒権に関する規定の見直し
甲案：民法第822条を削除する。
乙案：親権者は、監護教育のために必要な指示及び指導をすることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
丙案：親権者は、監護教育を行う際に、体罰を加えてはならない。

嫡出推定制度に関する規定等の見直し

【現状】

- ① 婚姻成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消等の日から300日以内に生まれた子は、(元)夫の子と推定する。
- ② この推定は夫が子の出生を知った時から1年以内に嫡出否認の訴えを提起しない限り、覆すことができない。

⇒ 無戸籍者問題の原因との指摘

【中間試案】

第2 嫡出の推定の見直し等

- 婚姻成立後に生まれた子は、婚姻成立の日から200日以内に生まれた子であっても、夫の子と推定する。
- 婚姻の解消等の日から300日以内に生まれた子は、元夫の子と推定する（現行法どおり）。ただし、母が元夫以外の男性と再婚した後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定する。

第3 女性の再婚禁止期間の見直し

- 女性の再婚禁止期間に関する民法第733条の撤廃を検討

第4 嫡出否認制度の見直し

- 否認権者を未成年の子に拡大する。
(子の否認権は、母又は未成年後見人が代わって行使する。)
- 母の否認権については、その要否を引き続き検討
- 嫡出否認訴訟の提訴期間を伸長することとし、夫が子の出生を知った時(子又は母の場合は子の出生時)から3年間とする案と5年間とする案を引き続き検討

その他の検討事項（中間試案第5ないし7）

- 成年等に達した子による嫡出否認の当否につき引き続き検討
- 第三者の提供精子により生まれた子の父子関係に関する検討
- 認知制度の見直しについて、引き続き検討

児童虐待防止のための懲戒権に関する規定の見直し

【中間試案のポイント】

懲戒権に関する規律を見直すこととし、その見直しの在り方として、3案を引き続き検討する。

【現状】

民法（明治29年法律第89号）

第822条 親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内で、その子を懲戒することができる。

第820条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をすする権利を有し、義務を負う。

➡ 親権者の懲戒権が児童虐待の口実に使われることがあるとの指摘

○ 令和元年の法改正（令和2年4月1日施行）により、児童虐待防止法において親権者による体罰の禁止が法定化「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により、当該児童を懲戒してはならぬ」（同法第14条第1項）。

○ さらに、上記改正法附則において、施行後2年を目的とする民法第822条の規定の在り方に関する検討規定

【中間試案】

懲戒権に関する規定等の見直し（試案・第1）

○ 懲戒権に関する民法第822条を見直すこととし、以下の3案を引き続き検討する。
なお、いずれの案も「懲戒」の語が、懲らしめ・戒めるといふ強力な権利であるとの印象を与えるところから、これを改めることを前提している。

【甲案】民法第822条を削除する。

- ・ 懲戒権が体罰を正当化する口実とされてきたことから、児童虐待が許されないものであることを明確にする。
- ・ 親権者は、民法第820条に基づき、監護教育を行うことができる。

【乙案】親権者は、監護教育のために必要な指示及び指導をすることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

- ・ 懲戒の語を改めた場合には、子の監護教育に必要なしつけもできなくなるとの懸念があることから、親権者は指示及び指導ができることを明らかにする。
- ・ 指示及び指導としても、体罰が許されないことを明らかにする。

【丙案】親権者は、監護教育を行う際に、体罰を加えてはならない。

- ・ 親権者は、民法第820条に基づき、監護教育を行うことができ
- ・ 監護教育としても、体罰が許されないことを明らかにする。

○ 民法第820条の規律に加え、「親権を行う者は、監護及び教育に際して、子の人格を尊重しなければならない」との規律を設けることとする。

無戸籍者問題に対応するための嫡出推定制度の見直し

【中間試案のポイント】

- ① 嫡出推定の期間について、子の出生時に母が再婚していた場合には、子は再婚後の夫の子と推定するとの例外を設ける。
- ② 嫡出否認手続について、**提訴権者を子等に拡大**することとした上で、その**提訴期間を伸長**することとし、具体的な期間について、夫が子の出生を知った時（子又は母の場合は、子の出生時）から、**【3年間】**とする案と**【5年間】**とする案を引き続き検討する。

【現状】

- **婚姻の日から200日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎した**場合でない限り、**夫の子と推定しない**（推定されない嫡出子）。
- **婚姻中又は離婚等の日から300日以内に生まれた子は、(元)夫の子と推定する。**



- この推定は、**夫が、子の出生を知った時から1年以内に嫡出否認の訴えを提起したときに限り、否認することができる。**

【無戸籍者問題】

子の出生の届出をしなければならぬが、何らかの事情で届出をしないために、その子の**戸籍が作成されず、社会生活における様々な場面で不利益を被る**という、**基本的人権**に関する深刻な問題

夫以外の者との間の子を出産した女性が、**嫡出推定制度により、その子が夫の子と扱われることを避けるために出生の届出をしない**ことがあり、これが**無戸籍者問題の原因**になっているとの指摘



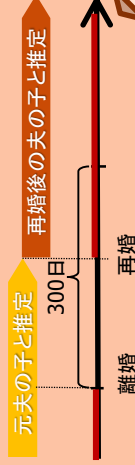
上記901名のうち660名（約73%）がこの理由を挙げている。

※無戸籍者等の人数（令和3年1月時点）
無戸籍者：901名
戸籍登録済：2492名

【中間試案】

嫡出の推定の見直し等（試案・第2）

- **婚姻成立後に出生した子は、婚姻成立の日から200日以内に生まれた子であっても、夫の子と推定することとする。**
- **婚姻の解消等の日から300日以内に生まれた子について、元夫の子と推定するとの原則を維持しつつ、子の出生時に母が元夫以外の男性と再婚していたときは、再婚後の夫の子と推定するとの例外を設けることとする。**



- ・1の見直しにより、再婚後に生まれた子については、**何らの手続をすることなく、再婚後の夫の子と取り扱われる。**
- ・2の見直しにより、母は**裁判手続**により、(元)夫と子との父子関係を否認することができる。
⇒ 適切な情報提供・援助により、**嫡出推定制度を原因とする無戸籍者問題を解決することができる。**

嫡出否認手続の見直し（試案・第4）

- 嫡出否認の訴えの**提訴権者を未成年の子に拡大**する。
未成年の子の否認権は、母又は未成年後見人が代わって行使する。
- **母の否認権**については、**その要否について、引き続き検討**する。
- 嫡出否認の訴えの**提訴期間を伸長**する。
夫が子の出生を知った時（子又は母の場合は、子の出生時から**【3年間】**とする案と**【5年間】**とする案を引き続き検討する。

嫡出推定制度の見直しに伴う検討事項

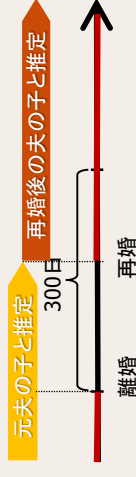
1 女性の再婚禁止期間の見直し(試案・第3)

- 女性は、前婚の解消又は取消の日から**100日**を経過した後でなければ、再婚することができない(民法第733条第1項)。
- 嫡出推定制定により、離婚等の後300日以内に生まれた子は元夫の子と推定され、また、再婚後200日経過後に生まれた子は再婚後の夫の子と推定されることになるため、**父性推定が重複する事態を回避するため必要**(平成27年12月16日最高裁判決)

- **令和2年12月閣議決定** 第5次男女共同参画基本計画

「女性の再婚禁止に係る**制度の在り方等について検討を進める。**」

➡ 無戸籍者問題に対応するために**嫡出推定の期間を見直すこととした場合には**、再婚後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定され、基本的に父性推定の重複が生じないことになるため、**再婚禁止期間を撤廃する方向で検討**



2 成年等に達した子の否認権(試案・第5)

- **父が長年にわたって子の養育に関与しなかった場合等を念頭に**、子が、生物学上の父子関係がないことを理由に、**自らの判断で父子関係を否定**することを認める必要があるとの指摘がある。
- **父の地位を不安定にするとして**、**慎重な検討が必要**であるとの意見もある。

➡ **子が、一定の年齢(※1)に達した後、父子関係を否認できる方策(※2)を設けることの当否について、引き続き検討**する。

(※1) 【成年(18歳)】とする案と【25歳】とする案がある。

(※2) ただし、父と子との同居の有無及び期間、父による子の監護の有無及び程度その他一切の事情を考慮して、一定期間父子関係の実体があったときは、否認することができないことを想定している。

3 認知制度の見直し(試案・第7)

- **嫡出でない子**について、子その他の利害関係人は、認知に対して**反対の事実**を主張することができる(民法第786条)。
- 嫡出でない子は、認知無効の訴えにより、いつまでも父子関係を争われるおそれがあり、**その地位が不安定**であるとの指摘がある。認知により、認知者が子の父であることを認めた場合は、嫡出子と同様、生物学上の父子関係がないときであっても、一定期間の経過後は父子関係を確定させることが、**子の身分関係の安定のために必要**であるとの指摘がある。

➡ **認知の効力を争う手続を見直し**、生物学上の父子関係がない場合であっても、認知は有効としつつ、ただし、子、認知者等の一定の者が一定期間に限り、認知を取り消し得るものとすることによって、**子の地位を安定させる方策**について、**引き続き検討**する。